第一条第十号ロ（三）2中「断面積が〇・七八五平方メートル」を「内径が三〇センチメートル」に、「長さが五メートル」を「有効長が四メートル」に改め、同号ロ（六）を次のように改める。

（六）　削除

第一条第二十二号ハ中「二、〇五〇メガパスカル」を「一、九五〇メガパスカル」に改め、同条第三十五号ロ中「直径」を「内径」に、「四〇〇ミリメートル」を「六五〇ミリメートル」に、「三〇〇ミリメートル」に、「ロータ」を「チューブ」に改め、同条第三十六号イ中「四〇ワット」を「三〇ワット」に改め、同号に次のように加える。

リ　五、〇〇〇ナノメートル超六、〇〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した一酸化炭素レーザー発振器であって、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）　パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

（二）　平均出力が二〇〇ワットを超えるもの

（三）　パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

第一条第三十七号ト中「磁石又は四重極を用いたものであって、」を削り、同号ト（一）中「を超える」を「以上の」に改め、「することができるもの」の下に「であって、原子質量単位での分解能が三二〇を超えるもの」を加え、同号ト（二）中「ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの」を「ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの材料で保護されたもの」に改める。

第一条第三十八号イを次のように改める。

イ　絶対圧力を測定することができる圧力計であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）　アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金若しくはふっ素化炭化水素ポリマーで作られた又はこれらの材料で保護されたセンサを用いたもの

（二）　センサを密閉するために必要不可欠であり、内容物と直接接触し、アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金若しくはふっ素化炭化水素ポリマーで作られた又はこれらの材料で保護されたシールを用いたもの

（三）　次のいずれかに該当するもの

1　フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス一パーセント未満のもの

2　フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき、一三キロパスカルにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

第一条第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであって、ベローズシールを用いたもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　吸気量を一時間あたり五〇立方メートル以上とすることができるもの

ロ　圧力比を二以上とすることができるもの

ハ　プロセスガスに接触する全ての面が次のいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

（一）　アルミニウム又はアルミニウム合金

（二）　酸化アルミニウム

（三）　ステンレス鋼

（四）　ニッケル又はニッケル合金

（五）　燐青銅

（六）　ふっ素重合体

第二条の二第一項第一号中「アフリカ豚コレラウイルス」の下に「、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス」を加え、「、ポテト・アンデアン・ラテント・チモウイルス」を削除し、同項第二号中「であって」の下に「、アルゲンチネンス菌」を加え、「腸管出血性大腸菌血清型O一五七」を「腸管出血性大腸菌（血清型O二六、O四五、O一〇三、O一〇四、O一一一、O一二一、O一四五及びO一五七）」に改め、「発疹チフスリケッチア」の下に「、バラチ菌」を、「ブタ流産菌」の下に「、ブチリカム菌」を加え、同項第三号中「黄色ブドウ球菌毒素」の下に「（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）」を加え、同項第五号中「コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス」を「コレトトリクム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パソバー・シトリ」に改め、「ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、プクシニア・グラミニス」を「シンキトリウム・エンドビオチクム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス」に改め、「プクシニア・ストリイフォルミス」の下に「、ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス、マグナポルテ・オリゼ」を加え、「ラルストニア・ソラナセアルム・レース二及び三」を「ラルストニア・ソラナセアルム・レース三及び次亜種二」に改め、同条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　水分蒸発量が一時間あたり〇・四キログラム以上四〇〇キログラム以下のもの

ロ　平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

第三条第六号の二中「日本工業規格B一五一四号（転がり軸受の精度）」を「日本工業規格B一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七号ホ中「球形」の下に「又は回転楕円体」を加え、同号ヘ中「合金」の下に「の粉末状のもの」を、「であって、」の下に「篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した」を加え、「粉末状」を「ものの含有量が全体積又は全重量の九〇パーセント以上」に改め、同号ト中「合金」の下に「の粉末状のもの」を、「であって、」の下に「篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した」を加え、「粉末状」を「ものの含有量が全体積又は全重量の九〇パーセント以上」に改め、同条第十九号に次のように加える。

ニ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ（ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。）

第三条第二十五号中「風洞」を「空気力学試験装置」に改め、同号ロ中「限る。」の下に「マッハ数が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメートル以下の風洞を除く。」を加える。

第五条第一号イ中「日本工業規格B一五一四号（転がり軸受の精度）」を「日本工業規格B一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）」に改め、同条第二号イ（一）及びロ（一）中「〇・〇〇四五ミリメートル」を「〇・〇〇三ミリメートル」に改め、同号ロ（二）を次のように改める。

（二）　輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　国際規格ISO二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇三ミリメートル以下のもの

2　国際規格ISO二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、移動量が一メートル以上二メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五ミリメートル以下のもの